

証券コード5127
2023年11月13日
(電子提供措置の開始日 2023年11月7日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目14番1号
株式会社 グッピーズ
代表取締役 肥 田 義 光

第23回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第23回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.guppy.co.jp/ir/meeting/>)



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイト（東証
上場会社情報サービス）にも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトにアクセスし
て、銘柄名（グッピーズ）またはコード（5127）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R
情報」をご選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することが
できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使のご案内
(4頁～5頁)をご参照のうえ、2023年11月28日（火）午後6時まで議決権をご行使くださ
いますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年11月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 京王プラザホテル44階
ハーモニー アリア
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第23期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告及び、計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。また、この場合、代理権を証明する書面をご提出ください。
 - (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
5. 議決権の行使についてのご案内
 - (1) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、後記の「議決権行使方法についてのご案内」をご高覧の上、2023年11月28日（火曜日）午後6時までに行ってください。
 - (2) 郵送による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年11月28日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。
 - (3) 複数回議決権を行使された場合
インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上



- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を記載させていただきます。
 - ◎株主総会にご出席の株主のみなさまへのお土産のご用意はございません。

株主総会終了後に引き続き「事業説明会」を開催いたします。当社へのご理解をより深めていただける機会でもございますので、是非ご参加くださいますようお願いいたします。


議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使 行使期限	「スマート行使」によるご行使 行使期限	インターネットによるご行使 行使期限
2023年11月28日（火曜日） 午後6時到着分まで	2023年11月28日（火曜日） 午後6時行使分まで	2023年11月28日（火曜日） 午後6時行使分まで
		
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。	同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード [®] 」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。	パソコン、スマートフォン等から、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
	詳細につきましては次頁をご覧ください。	詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席	株主総会開催日時	2023年11月29日（水曜日）午前10時
	同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。 開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。	

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

■ 議決権行使について

 0120-652-031

(9:00~21:00)

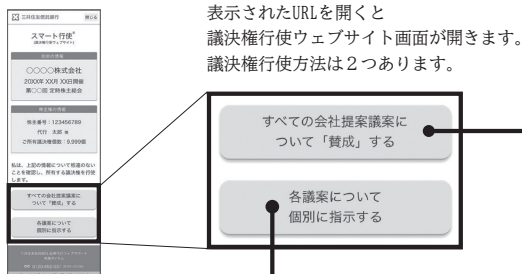
「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

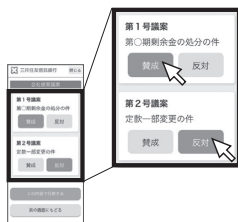
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



2 議決権行使ウェブサイトを開く

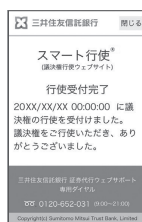


3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 全ての会社提案議案について「賛成」する

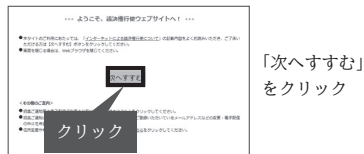


確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

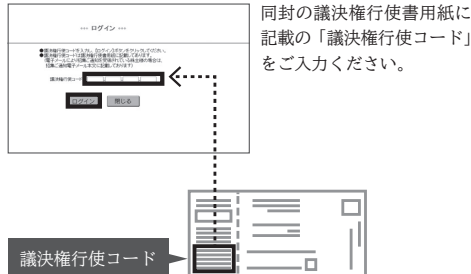
! 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

インターネットによるご行使

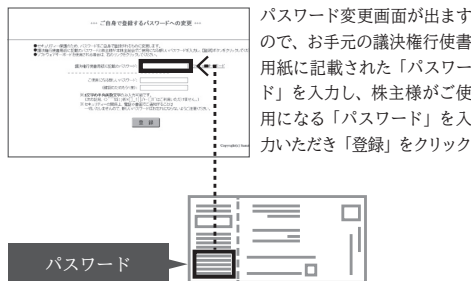
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2 ログインする



3 パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第21条（取締役の任期）を変更し、取締役の任期を2年から1年に短縮するものがあります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものがあります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（取締役の任期） 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>（取締役の任期） 第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <削除></p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、業務執行部門への権限委譲の促進のため取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ひだよしみつ 肥田義光 (1967年9月3日)	1991年4月 株式会社東洋情報システム(現：T I S株式会社) 入社 1994年11月 クラフト株式会社 入社 1995年2月 ケアマーク株式会社 入社 1997年3月 ヘルスアンドメディカルリサーチ株式会社 入社 2000年3月 有限会社グッピー設立 取締役 就任(現任) 2000年9月 株式会社グッピーズ設立 代表取締役 就任(現任) 2015年10月 東京薬科大学 理事 就任	1,876,000株
2	しみず しゅん 清水 瞬 (1984年9月8日)	2014年2月 新日本有限責任監査法人(現：EY新日本有限責任監査法人)入社 2015年1月 有限責任監査法人トーマツ 入社 2018年7月 公認会計士 登録 2020年1月 当社 入社 2020年8月 当社 取締役管理本部長 就任(現任)	-株
3	あべひろし 阿部 洋 (1977年12月30日)	2000年4月 サントリー株式会社 入社 2005年12月 監査法人トーマツ(現：有限責任監査法人トーマツ) 入社 2009年7月 公認会計士 登録 2015年5月 アカウンティングフォース税理士事務所 参画 株式会社トヨコー 社外監査役 就任(現任) 2015年10月 アカウンティングフォース税理士法人 設立 代表社員 就任(現任) 2018年8月 株式会社リベルタ 社外監査役 就任(現任) 2019年4月 株式会社MOLCURE 社外監査役 就任(現任) 2019年4月 当社 取締役 就任(現任) 2020年12月 株式会社JEMS 社外監査役 就任(現任) 2022年4月 ファミリー・サービス・エイコー株式会社 社外監査役 就任(現任)	-株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	越後純子 (1967年10月14日)	<p>1993年5月 筑波大学附属病院(現：国立大学法人筑波大学附属病院) 研修医</p> <p>1996年9月 特殊法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(現：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構) 研究員</p> <p>1998年11月 株式会社日立製作所日立総合病院 放射線科医員</p> <p>2003年7月 特定医療法人つくばセントラル病院(現：社会医療法人若竹会つくばセントラル病院) 放射線科部長</p> <p>2010年1月 弁護士 登録 国立大学法人金沢大学付属病院特任准教授</p> <p>2015年7月 国家公務員共済組合連合会虎の門病院 医療安全部</p> <p>2015年9月 メディアスホールディングス株式会社 社外取締役(現任)</p> <p>2016年7月 国家公務員共済組合連合会虎の門病院 医療安全部医療の質・安全対策室室長・部長</p> <p>2018年8月 桐蔭横浜大学法科大学院 客員教授</p> <p>2019年9月 金沢大学法科大学院 非常勤講師(現任)</p> <p>2021年12月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 入社(現任)</p> <p>2022年11月 当社 取締役 就任(現任)</p>	-株

- (注) 1. 取締役候補者肥田義光は当社の経営を支配している者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 阿部洋氏及び越後純子氏は社外取締役候補者であります。
4. 阿部洋氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年7ヵ月であります。
5. 越後純子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
6. 阿部洋氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、公認会計士として財務・会計に関する豊富な知識・経験を有していること、またアカウンティングフォース税理士法人の代表社員としての知見を有していることから、その経営に対する豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映できる意見をいただくためです。
7. 越後純子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、弁護士としての企業法務に関する豊富な知識・経験と医師としての医療・介護・福祉業界への豊富な知識・経験を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、企業価値向上及びガバナンス強化のための意見をいただくためです。

8. 当社は、阿部洋氏及び越後純子氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となります。なお、両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。
10. 当社は、阿部洋氏及び越後純子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以 上

事業報告

(2022年9月1日から2023年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

<全般的概況>

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2023年5月8日から「5類感染症」に変更され、今後の経済活動活性化への動きがみられた一方で、世界情勢による地政学リスクや原材料価格の高騰、世界的な金融資本市場変動の影響、円安の進行や物価上昇等により、先行きが不透明な状況が続いておりました。

このような経済環境の中においても、当社の注力市場である医療・介護・福祉分野におきましては、依然として人手不足が大きな課題になっており厚生労働省が発表した2023年8月の有効求人倍率は、医療業界が2.31倍と全職業合計有効求人倍率の1.28倍を大きく上回っております。

当社では医療・介護・福祉分野の医療従事者の不足や偏在、また、介護事業者・介護従事者の不足を解消するため、医療提供機関、医療従事者、介護事業者、介護従事者の良きパートナーとなり、人材サービスをベースにした経営サポートを行うなど、新たなサービスの開発にも取り組んでまいりました。

この結果、売上高は2,395,113千円（前期比29.4%増）、営業利益は653,800千円（前期比39.0%増）、経常利益は650,995千円（前期比34.3%増）となり、当期純利益は422,054千円（前期比23.3%増）となりました。

<当事業年度における売上高構成割合>

事業別	前事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)		当事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)	前年同期比 (%)
人材サービス事業	1,651,427	137.3	2,194,227	132.9
ヘルスケア事業	199,061	103.0	200,885	100.9
合計	1,850,489	132.5	2,395,113	129.4

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は83,701千円（リース資産を含む。）でありました。主な内容として本社の増床による設備工事、備品等の購入であります。

当社の事業はセグメントごとに管理しているものの、設備投資は全社ベースで管理しておりセグメントごとに按分していないため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、設備投資額には資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度においては新規で100,000千円の短期借入を行いました。当事業年度中に一括返済を行っております。これにより当事業年度末の借入金は1,854千円となっております。また、2022年9月30日に東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴い、公募増資による363,000株及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による166,300株の新株発行により、377,390千円の資金調達をいたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社の対処すべき主な課題は以下のとおりであります。なお、財務上の対処すべき課題については、自己資本及び営業活動によるキャッシュ・フローを源泉とした手元資金で資金需要を賄っていることに加え、当社が人材サービス事業において適用している閲覧課金型の料金システムが前金制のサービスであることから、現時点で認識しているものはございません。上記に加え上場会社であり資金調達手段が多様であることから、今後も財務上の課題が発生する可能性は低いと考えておりますが、多額の投資等で課題が発生した場合に備え、金融機関との協議を行い機動的な資金の調達ができるよう対応しております。

① 情報管理体制の強化

当社は、個人情報等を保有しており、また顧客企業の機密情報を取り扱うこともあるため、情報管理が重要な課題であると認識しております。今後につきましても社内規程の厳格な運用、役員員に対する定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等に取り組む、一層の情報管理体制の強化、徹底を図ってまいります。

② システム開発投資の拡大

当社の人材サービス事業において事業領域を拡張し経営基盤の安定化を図るとともに、市場が成長過程にあるヘルスケア分野において法人向け・自治体向けのサービスの充実化を進めるために、各種システム対応の強化や追加のサービスの開発が必要であると考えており、それに伴うリソースの確保が重要な課題であると認識しております。ここについては採用活動の強化に加えフリーランス人材の活用や外注先の確保など様々なチャネルを利用することでリソースを確保し、さらなる開発の強化に取り組んでまいります。

③ GUPPYのさらなる認知度向上と集客の強化

当社が成長を維持するためには、利用者には選ばれるサービスであり続けることが重要であると認識しております。その中で、特に人材サービス事業における歯科業界以外の業界や、ヘルスケア事業については、当社サービスが市場に浸透していないことを課題として認識しております。そのため、サービスの向上に加え積極的に広告投資や営業人員の強化を推進することで、GUPPYのさらなる認知度向上と集客の強化に取り組んでまいります。

④ 歯科業界への展開

当社の人材サービス事業は売上の約9割を歯科業界に依存しております。歯科業界については既に全国の歯科医院の約31%にご利用いただいておりますので、歯科業界に対する事業展開を進めていくことがさらなる売上の伸長につながると認識しております。今後は既存の人材サービス事業のさらなる充実に加え、新たなサービスの開発についても検討してまいります。

⑤ 優秀な人材の確保と育成

当社は、今後の継続的な成長のためには、優秀な人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。引き続き、積極的な採用活動を行い優秀な人材を採用していくとともに、社内における教育体制の強化に取り組んでまいります。

⑥ 内部管理体制の整備

当社のさらなる成長のためには、業務の効率化及び事業の規模やリスクに応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後も事業上のリスクを適時・適切に把握・分析したうえで、社内諸規程や各種マニュアルの整備、社内教育の充実等、適正な内部管理体制の整備に取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第20期 (2020年8月期)	第21期 (2021年8月期)	第22期 (2022年8月期)	第23期(当期) (2023年8月期)
売上高	(千円)	936,636	1,396,238	1,850,489	2,395,113
経常利益	(千円)	104,994	304,562	484,579	650,995
当期純利益	(千円)	77,173	229,864	342,276	422,054
1株当たり当期純利益	(円)	25.72	76.62	114.09	120.24
総資産	(千円)	740,271	1,134,540	1,509,404	2,875,199
純資産	(千円)	309,924	539,788	832,665	2,051,233
1株当たり純資産	(円)	103.31	179.93	277.56	564.65

(注) 当社は、2022年6月8日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。そのため第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

部門	主要製品・サービス
人材サービス事業	医療・介護・福祉業界に特化した人材サービス事業
ヘルスケア事業	スマートフォンを使った健康アプリ(ヘルスケアアプリ)事業

(12) 主要な営業所及び工場

本社	東京都新宿区西新宿六丁目14番1号
----	-------------------

(13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
92名	14名増	36.9歳	3年4ヶ月

- (注) 1. スタッフの新規採用を積極的に行っており、平均勤続年数が短くなっております。
2. 上記従業員数には使用人兼務役員及びパートタイマーを含み、派遣社員は含んでおりません。

(14) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,854千円

(15) その他会社の状況に関する重要な事項

当社は、2022年9月30日に東京証券取引所グロース市場に上場しました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,632,774株 (自己株式26株を除く。)
- (3) 株主数 1,798名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
肥田 義光	1,876,000株	51.64%
有限会社グッピー	300,000株	8.26%
PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT	173,900株	4.79%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	163,800株	4.51%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	124,222株	3.42%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	56,500株	1.56%
伊良 皆 教 弘	55,000株	1.51%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	39,078株	1.08%
BNYMSANV RE GCLB RE JP RD LMGC	38,200株	1.05%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	38,100株	1.05%

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ①2022年9月29日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数が363,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ258,819,000円増加しております。
- ②2022年11月2日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が166,300株、資本金及び資本準備金がそれぞれ118,571,900円増加しております。
- ③当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が103,500株、資本金が20,900,000円、資本準備金20,900,000円増加しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
2019年8月24日開催の臨時株主総会決議による新株予約権（第5回新株予約権）

- ① 新株予約権の数
171個（新株予約権1個につき500株）
- ② 目的となる株式の種類及び数
普通株式 55,500株
- ③ 新株予約権の払込価額
払込を有しない
- ④ 新株予約権の行使価額
1個につき200,000円
- ⑤ 新株予約権の行使の条件
 - ・新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員またはこれに準ずる地位を有しているものとする。
 - ・新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。
 - ・その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の行使期間
2021年11月1日から2029年8月31日まで
- ⑦ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	70個	35,000株	1名
社外取締役	41個	20,500株	2名

2020年11月27日開催の定時株主総会決議による新株予約権（第6回新株予約権）

- ① 新株予約権の数
70個（新株予約権1個につき500株）
- ② 目的となる株式の種類及び数
普通株式 35,000株
- ③ 新株予約権の払込価額
払込を有しない
- ④ 新株予約権の行使価額
1個あたり240,000円
- ⑤ 新株予約権の行使の条件
 - ・新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員またはこれに準ずる地位を有しているものとする。
 - ・新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。
 - ・その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の行使期間
2022年12月1日から2030年7月31日まで
- ⑦ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	70個	35,000株	1名
社外取締役	— 個	— 株	— 名

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
肥田 義光	代表取締役	有限会社グッピー 取締役
木村 仁士	取締役	
清水 瞬	取締役管理本部長	
池田 勝彦	社外取締役	株式会社FRI 代表取締役社長 株式会社カクヤス 社外取締役
阿部 洋	社外取締役	アカウンティングフォース税理士法人 代表社員 株式会社トヨコー 社外監査役 株式会社リベルタ 社外監査役 株式会社MOLCURE 社外監査役 株式会社JEMS 社外監査役
越後 純子	社外取締役	ファミリー・サービス・エイコー株式会社 社外監査役 メディアスホールディングス株式会社 社外取締役 金沢大学法科大学院 非常勤講師 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
青柳 茂夫	社外監査役（常勤）	
増田 一	社外監査役	増田一公認会計士事務所・税理士事務所 所長 有限会社マネジメントナビ 代表取締役 株式会社マネジメントナビ 代表取締役
中川 達也	社外監査役	染井・前田・中川法律事務所 パートナー パウダーテック株式会社 社外取締役 株式会社ネオマーケティング 社外取締役 監査等委員

- (注) 1. 当社は、取締役池田勝彦氏、阿部洋氏、越後純子氏、監査役青柳茂夫氏、増田一氏及び中川達也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役増田一氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役中川達也氏は弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役との間には、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、

当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 会社役員報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、株主総会で決定された取締役の報酬額の総額内において、各取締役の役位、職責、在任年数、従業員とのバランス、同業他社の動向や過去の支給実績並びに当社業績等を総合的に踏まえて取締役会で議論の上決定するものとしております。

なお、2022年6月9日開催の株主総会において役員報酬等額の総額限度を決定し、個々の取締役の報酬額については株主総会で決定された総額限度内において取締役会で決定し、監査役については株主総会で決定された総額限度内において監査役の協議で定める旨を決定しております。

また、役員報酬は、固定報酬としての金銭による基本報酬により構成し、業績連動報酬は採用しておりません。

② 取締役及び監査役の報酬の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (3名)	41,460千円 (9,300千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	14,730千円 (14,730千円)
合計 (うち社外役員)	9名 (6名)	56,190千円 (24,030千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また、当社監査役は全て社外監査役であります。
2. 当社は2022年6月9日開催の臨時株主総会において取締役の報酬額の総額を年額300百万円以内（内、社外取締役報酬総額は年額60百万円以内）、監査役の報酬額の総額を年額90百万円以内と決議しております。なお、当該臨時株主総会終結時の取締役は5名（内、社外取締役は2名）、監査役の員数は3名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職先については「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社と重要な兼職先との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	池田勝彦	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に出席し、長年にわたる企業経営の豊富な知識・経験を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、議案審議につき必要な発言を行っております。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。
取締役	阿部洋	当事業年度開催の取締役会19回のうち全てに出席し、公認会計士及び税理士としての財務・会計に関する豊富な知識・経験と企業経営による知識・経験を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、議案審議につき必要な発言を行っております。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。
取締役	越後純子	社外取締役就任後に開催の取締役会13回のうち全てに出席し、医師としての経験から医療業界全般に対して豊富な知識と高い見識があり、経営から独立した客観的・中立的な立場から、議案審議につき必要な発言を行っております。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。
監査役	青柳茂夫	当事業年度開催の取締役会19回のうち全てに出席し、長年の企業法務・コンプライアンス分野における豊富な知識・経験を活かし、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会14回のうち全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	増田一	当事業年度開催の取締役会19回のうち全てに出席し、公認会計士及び税理士としての財務・会計に関する豊富な知識・経験を活かし、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会14回のうち全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	中川達也	当事業年度開催の取締役会19回のうち全てに出席し、弁護士としての企業法務・コンプライアンス分野における豊富な知識を活かし、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会14回のうち全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	22,000千円
②	当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などについて当社の事業規模や事業内容に鑑みて適切であるかどうか必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が当社の監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任に係る株主総会に提出する議案の内容を決定します。会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき監査役会は会計監査人を解任いたします。

(4) 会計監査人の責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制について決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、企業倫理・法令順守の姿勢を明確にするため、代表取締役直轄のリスクコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議並びに管理統括を行っております。

「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を制定し、取締役及び使用人が法令・定款及び当社の基本方針を遵守した行動をとるための経営理念等を定め、代表取締役が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、倫理をもって行動し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。

内部監査人は、コンプライアンスの状況等を監査します。これらの活動は、定期的を取締役会及び監査役に報告しております。

法令・定款上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供・相談を行う手段としてホットラインを設置するとともに当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を「コンプライアンス規程」で規定しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び「取締役会規程」の定めに従い取締役会を毎月1回開催し、取締役の執行に係る取締役会の議事録を作成し、「文書管理規程」に基づき、適切に保管・管理しております。各部署の業務遂行に伴い、「職務権限稟議基準表」に従い決裁される案件は、稟議書によって決裁し、適切に保管・管理されております。また、「情報セキュリティに関する基本方針」に従い、情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏えいや不適切な利用を防止しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、原則として、部課員から所属長へ行う報告から日々の問題点やクレーム等の対応を確認し、所属長がリスクにつながる事項を発見した場合、ただちに代表取締役または取締役に報告を行うことでリスクを確認し、事前防止を図っております。また、「リスク管理規程」等の社内規程に基づき、リスク管理を推進するために組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応を管理本部が担当し、「情報セキュリティに関する基本方針」を定め、規程類とともに、取締役及び使用人全員に提示し周知徹底を図っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び「取締役会規程」等の社内規程に基づき、会社の重要な業務執行の決定、代表取締役の選定及び解職を行うほか、取締役の職務の執行を監督しております。

また、組織の構成と各組織の所掌業務及び権限を定める「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」を策定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行をいたします。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求める時は、取締役と協議のうえ、職員を配置するものとします。監査役の職務を補助する当該職員は、当該補助に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該職員は、定期にまたは必要に応じて監査役に報告を行い、また意見・情報交換を行うものとします。

⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から、監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けません。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、会社の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けます。

取締役及び使用人は、会社に重要な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に遅滞なく報告します。

なお、監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制としております。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保しております。また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備しております。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力等との面談ガイドライン」を制定し、全社的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢力への対応を定めており、事業活動を行う際は法令や規範を遵守し、社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人、団体とは関わりを持たないことを基本的な考え方としております。この基本的な考え方に基づき、組織としての対応を心掛けるとともに、顧問弁護士等との連携を密にし、反社会的勢力に関する情報共有を行い、関係を遮断排除いたします。

⑩ その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査人と内部監査計画について協議するとともに、内部監査結果や指摘事項等について意見交換を行い、常に連携を密にしております。また、代表取締役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

「取締役会規程」や社内規程に基づき、取締役会が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度においては、取締役会を19回開催し、各議案においての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② 監査役の職務の執行について

監査役は当事業年度において、監査役会を14回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会、重要な会議への出席や、代表取締役、取締役、監査法人並びに内部監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

③ リスク管理体制について

当社は、持続的な成長を確保するために「リスク管理規程」を定め、経営に重大な影響を及ぼすリスクを的確に認識・評価するとともに、リスクに適切に対処し、ステークホルダーを含む社会や当社の経営への影響を最小限にとどめることを行動の基本としております。管理本部が主管部署となり、各部門と情報共有を行うことや、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また想定されるリスクを洗い出し、それぞれのリスクの経済的損失・人的損失や社会的信用低下など影響力と発生頻度を評価し、対策に反映させております。

④ コンプライアンスについて

当社は、「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び従業員全員がコンプライアンスの担い手として、当社行動指針に則りコンプライアンスの推進に取り組んでおります。また、これらの者がコンプライアンスを実践するにあたり、遵守すべき法令や社内規程に関する研修を実施し、コンプライアンスを重視する企業文化、理念の徹底を図っております。コンプライアンス推進のために、リスクコンプライアンス委員会を組織し、運営を行っております。法令や社内規程等に違反する行為、またはそのおそれのある行為への迅速かつ適切な対処を図るため、通常の報告ルートに加え、社内窓口として常勤監査役を、外部窓口として顧問弁護士を設定しており、社内外の報告・通報・相談を受け付けております。同時に、顧客や求職者情報を保護するとともに、機密情報その他の情報を適切に管理するため、「個人情報保護規程」を定めプライバシーマークや I S M S (ISO/IEC27001:2013/JISQ27001:2014) を取得しております。

また内部監査の実効性を確保するため、「内部監査規程」を定め内部監査人を設置しております。内部監査人は年度ごとに策定する内部監査方針及び内部監査計画に基づき、内部監査を適切に実施し、必要に応じて対象部署に対して改善を指示しております。内部監査結果及び改善状況等は定期的に代表取締役へ報告しております。

計 算 書 類

貸 借 対 照 表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
【流動資産】	2,613,443	【流動負債】	789,733
現金及び預金	2,308,909	1年以内返済予定の長期借入金	1,854
売掛金	273,302	リース債務	1,065
貯蔵品	5,959	未払金	156,101
前渡金	451	未払費用	55,966
前払費用	25,363	未払法人税等	177,169
その他	69	契約負債	292,255
貸倒引当金	△612	預り金	4,379
【固定資産】	261,756	褒賞費用引当金	31,733
【有形固定資産】	74,205	賞与引当金	12,961
建物附属設備	55,948	その他	56,247
工具、器具及び備品	28,868	【固定負債】	34,232
リース資産	6,500	リース債務	3,622
減価償却累計額	△17,112	健康ポイント引当金	8,390
【無形固定資産】	71,666	資産除去債務	22,218
ソフトウェア	42,173	負債合計	823,965
ソフトウェア仮勘定	29,440	純 資 産 の 部	
その他	52	【株主資本】	2,051,233
【投資その他の資産】	115,884	【資本金】	428,290
破産更生債権等	110	【資本剰余金】	398,290
繰延税金資産	76,427	資本準備金	398,290
その他	39,457	【利益剰余金】	1,224,720
貸倒引当金	△110	【その他利益剰余金】	1,224,720
		繰越利益剰余金	1,224,720
		【自己株式】	△67
		純 資 産 合 計	2,051,233
資 産 合 計	2,875,199	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,875,199

損益計算書

(自 2022年9月1日
至 2023年8月31日)

(単位：千円)

勘定科目	金額	
【売上高】		2,395,113
【売上原価】		
売上原価	133,787	133,787
売上総利益		2,261,325
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費	1,607,524	1,607,524
営業利益		653,800
【営業外収益】		
受取利息	19	
受取返戻金	257	
雑収入	1	278
【営業外費用】		
支払利息	731	
固定資産除却損	605	
株式交付費	1,746	3,083
経常利益		650,995
税引前当期純利益		650,995
法人税、住民税及び事業税	226,306	
法人税等調整額	2,633	228,940
当期純利益		422,054

株主資本等変動計算書

(自 2022年9月1日)
(至 2023年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	30,000	-	-
当期変動額			
新株の発行	398,290	398,290	398,290
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	398,290	398,290	398,290
当期末残高	428,290	398,290	398,290

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	802,665	802,665	-	832,665	832,665
当期変動額					
新株の発行				796,581	796,581
当期純利益	422,054	422,054		422,054	422,054
自己株式の取得			△67	△67	△67
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	422,054	422,054	△67	1,218,568	1,218,568
当期末残高	1,224,720	1,224,720	△67	2,051,233	2,051,233

個別注記表

(自 2022年9月1日)
(至 2023年8月31日)

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下になります。

建物附属設備	8年～18年
工具、器具及び備品	2年～15年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアは、社内における見込利用可能期間（2年～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、リース期間は6年です。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 褒賞費用引当金

採用課金形態及び閲覧課金形態の人材広告において、一定の条件を充たしたサービス利用者に対する褒賞金キャンペーンを実施しており、当該支出に備えるため将来発生見込額を計上しております。

(4) 健康ポイント引当金

当社ヘルスケア事業においては、将来の「健康ポイント」の使用による支出に備えるため、将来発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 人材サービス事業

当社人材サービス事業においては、求職者に対し求人サイトの提供等の採用に係るサービスの提供を行っております。人材サービス事業における収益は、各取引の実態に応じて、一時点もしくは一定の期間にわたり収益を認識しています。

一時点での収益を認識する取引として、主に「GUPPY求人」が閲覧されたときの利用料がありますが、こちらは閲覧された時点で履行義務が充足されることから、同時点において収益を認識しております。

一方、一定の期間にわたり収益を認識する取引としては主に「GUPPY新卒」の利用料金がありますが、こちらのサービスの履行義務はときの経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格について契約期間にわたり収益を認識しております。

(2) ヘルスケア事業

当社ヘルスケア事業においては、ヘルスケアアプリ「グッピー ヘルスケア」に係るサービスの提供を行っております。ヘルスケア事業における収益は、各取引の実態に応じて、一時点もしくは一定の期間にわたり収益を認識しています。

II. 重要な会計上の見積り

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

繰延税金資産

76,427千円

(2) 識別した科目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減少又は増加し、この結果、税金費用が増減する可能性があります。

III. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

(1) 会計方針の変更の内容及びその理由（会計基準等の名称）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

(2) 当事業年度の期首における純資産額に対する影響額

これによる、当事業年度の期首における純資産額への影響はありません。

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

3,632,800株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

26株

(3) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

220,500株

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	6,212千円
賞与引当金	10,307千円
褒賞費用引当金	9,716千円
ソフトウェア開発費	15,989千円
資産除去債務	6,803千円
ソフトウェア償却費	32,763千円
その他	7,764千円
繰延税金資産小計	89,556千円
評価性引当額	△6,803千円
繰延税金資産合計	82,753千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△6,326千円
繰延税金負債合計	△6,326千円
繰延税金資産の総額	76,427千円

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、リース資産の減価償却の方法に関しては「I. 重要な会計方針に係る事項 2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業運営上必要な設備投資計画に照らして、必要な資金を自己資本及び銀行借入により調達しております。また、当該必要資金以外の一時的な余資は安全性、流動性を考慮して預金にて運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されており、カード売掛金はクレジットカード会社の信用リスクに晒されております。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の倒産等に係るリスク）

当社は、営業債権について滞留状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクについて、担当部署である管理本部が利率動向等をモニタリングすることによりリスクの軽減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署である管理本部が資金計画を作成、適時更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金	1,854	1,828	△25
リース債務	4,688	4,517	△170
合計	6,542	6,346	△195

※1. 現金及び預金、売掛金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

3. 1年内返済予定のリース債務は、リース債務に含めて表示しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内
現金及び預金	2,308,909	—	—
売掛金	273,302	—	—
合計	2,582,211	—	—

(注2) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,854	—	—	—	—	—
リース債務	1,065	1,088	1,111	1,135	287	—
合計	2,919	1,088	1,111	1,135	287	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要で観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合は、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,828	—	1,828
リース債務	—	4,517	—	4,517
合計	—	6,346	—	6,346

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VIII. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	人材サービス事業	ヘルスケア事業	
一時点で移転されるサービス	1,847,345	27,144	1,874,489
一定の期間にわたり移転されるサービス	346,881	173,741	520,623
顧客との契約から生じる収益	2,194,227	200,885	2,395,113
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	2,194,227	200,885	2,395,113

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 I. 重要な会計方針に係る事項 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高等は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
契約負債	310,452	292,255

IX. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	564円65銭
1株当たり当期純利益	120円24銭

独立監査人の監査報告書

2023年10月23日

株式会社グッピーズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細野和寿

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎光隆

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グッピーズの2022年9月1日から2023年8月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月23日

株式会社グッピーズ 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 青 柳 茂 夫
社外監査役 増 田 一
社外監査役 中 川 達 也

以 上

第23回定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 44階
ハーモニーアリーナ
電話 03(3344)0111(代表)



交通 JR線、京王線、小田急線、地下鉄（丸ノ内線・都営新宿線）

〈新宿駅〉西口 徒歩5分

地下鉄（大江戸線）

〈都庁前駅〉B1出口 階段上がってすぐ

(駐車場のご用意がございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます)